

社団法人大阪府剣道連盟入会及び退会規則

(目 的)

第1条 この規則は、定款第6条及び第9条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 この法人の会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書(様式第1号)を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 正会員または準会員は、原則として、第4条に規定する当法人の登録団体のいずれかに所属するものとする。

3 名誉会員及び有功会員については、あらかじめ本人の意向を確認の上、名誉会員にあっては社員総会において、有功会員にあっては理事会において、それぞれ承認を得なければならない。

(退 会)

第3条 会員は、別に定める退会届(様式第2号)を提出することにより、いつでも退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費はいかなる理由があってもこれを返却しない。

(登録団体)

第4条 この法人は、会員が地域、職域、学校及び道場等それぞれの場において師を求め、あるいは会員相互に修練の場所として自主的に団体を結成する場合、登録団体としてその団体の設立を認める。

2 登録団体を結成しようとする者は、別に定める登録団体設立申請書(様式第3号)を提出し、理事会の承認を得なければならない。

3 登録団体の代表者は、他の登録団体の代表者を兼ねることはできない。

4 登録団体は、その名称を用い、各種大会等へ参加することができる。

5 登録団体は、本法人が主催する昇級審査会の実施を受託し、開催することができる。

6 登録団体は、その設立目的に照らし、会員の便宜を図るため、次の事務、事業を行う。

(1) 会員の保険加入手続き等安全対策を図るほか、修練場所にふさわしい環境醸成に努めること

(2) 会員の連盟会費を徴し、納入するほか、この法人の行事实施のお知らせ等会員への周知を図ること

(3) 会員の昇段審査会、各種大会、講習会等への参加申請をすること

(登録団体の会費)

第5条 登録団体としての会費は徴しないものとする。

(委 任)

第6条

この規則の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年1月25日の総会において一部改正し、大阪府教育

委員会に申請している定款の認可のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 23 年 1 月 25 日の総会までに既に登録されていた登録団体及びその構成員たる会員については、この規則により承認された登録団体及び会員とみなす。